

# 第144回 定時株主総会 招集ご通知

日時  
2025年6月25日（水曜日）  
午前10時開始（受付開始：午前9時30分）

場所  
大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号  
当社本社  
(末尾の株主総会ご案内略図をご参照ください。)

決議事項  
第1号議案  
監査等委員でない取締役  
7名選任の件  
第2号議案  
監査等委員である取締役  
3名選任の件

株主の皆様へ

株主総会にご出席いただけない場合、「P.5 議決権行使についてのご案内」に従って、期日までに行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：2025年6月23日（月曜日）午後5時まで

本年も株主総会後の懇話会を開催いたします。皆様のご来場をお待ちしております。

なお、ご来場株主様へのお土産の配布は行っておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



スーパーEcopump  
経済産業大臣賞受賞

株式会社 酒島製作所  
証券コード 6363

# 株主の皆さんへ

株主の皆さんには、平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申しあげます。

私たちトリシマグループは、人々の生活に欠かせない「水」と「電気」のインフラを支えるポンプを通じて、創業以来100年以上にわたり、広く社会に貢献してまいりました。

2021年5月に策定した中期経営計画においても、「社会に欠かせない企業」をめざし、創業110周年を迎える2029年度に向けて取り組むべき課題を「マテリアリティ（重要課題）」として定め、一つひとつ着実に取り組んでいます。

おかげさまで、2022年度には当初の2029年度目標を7年前倒しで達成し、新たに「売上高1,000億円規模」「営業利益率10%以上」「ROE10%以上」という目標を掲げました。

世界は先行きが見通しづらい不確実な時代を迎えていますが、水不足の解消や電力の安定供給、省エネルギーといった人々の生活基盤を支えるインフラのニーズは変わることなく存在し、幸いにも当社のポンプ製品は、お客様に求められ続けています。こうした環境下において、トリシマグループは、国内外で受注活動を繰り広げた結果、着実に売上高1,000億円規模に近づきつつあります。

一方、売上高1,000億円規模に向けて生産体制の改革も進めていたものの、とくに海外で想定を上回るスピードで受注が増加したことにより生産プロセスに一部混乱が発生し、この影響で2024年度は想定以上のコスト増を招き、営業利益率10%以上にはまだ一定の距離があるのが現状です。

2025年度は、生産プロセス改善に向けた取り組みを徹底するとともに、将来を見据えた新たな領域にも果敢に挑み、2029年度の目標達成に向けて全社一丸となって邁進していきます。

今後とも、すべてのステークホルダーの皆さんにより大きな価値を提供できるよう努めてまいりますので、引き続きご支援賜りますようお願い申しあげます。

2025年6月

代表取締役 CEO  
原田 耕太郎

## 目次

・招集ご通知	3
・株主総会参考書類	7
・決議事項	
第1号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件	7
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	12
・事業報告	15
・連結計算書類	36
・計算書類	38
・監査報告書	40

## 提供資料

項目	一般的 の 株主様	書面交付 請求された 株主様	ウェブ サイト
【株主総会招集ご通知】	●	●	◆
【株主総会参考書類】	●	●	◆
【事業報告】 【連結計算書類】 【計算書類】 【監査報告書】		●	◆
【会場案内図】	●	●	◆
【法令・定款に基づく交付書面非記載事項】 ・事業報告「業務の適正を確保するための体制及び運用状況ならびに会社の支配に関する基本方針」等 ・連結計算書類「連結株主資本等変動計算書及び連結注記表」 ・計算書類「株主資本等変動計算書及び個別注記表」			◆

※書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたします。

※監査等委員及び会計監査人は交付書面にて省略された事項を含む監査対象書類を監査しております。

## 社是

金銭の赤字は出しても 信用の赤字は出さな

## 経営理念

私たちはポンプを愛し、  
世界によりよい変化を生み出すために、  
進化し続けます。

## 行動指針

TEAMWORK  
DIVERSITY  
PROFESSIONAL  
CLARITY  
ENTHUSIASM  
INNOVATION

EVOLUTION

## パーカス

ポンプの力で、  
暮らしと命と未来をつなぎ、  
サステナブルな社会を実現する。

証券コード 6363  
2025年6月4日

## 株主各位

大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号

## 株式会社 西島製作所

代表取締役社長 原田耕太郎

### 第144回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第144回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、事業報告等の内容である情報について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

- ・当社ウェブサイト <https://www.torishima.co.jp/ir/irinfo/meeting/>
- ・株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/6363/teiji/>
- ・東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>  
(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「西島製作所」または「コード」に当社証券コード「6363」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年6月23日(月曜日)午後5時までに議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

#### [インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

#### [書面(郵送)による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

## 記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日） 午前10時開始（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号 当社本社  
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第144期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件  
2. 会計監査人及び監査等委員会の第144期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項 第1号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件  
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4. 議決権行使  
のお取扱い 1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。  
2. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。  
3. インターネットと書面（郵送）により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。  
4. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。  
5. 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎当日、当社では軽装（クールビズ）にて対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での感染症流行状況やご自身の体調をご確認くださいますようお願い申しあげます。
- ◎定時株主総会終了後にお送りしておりました決議通知及び役員一覧につきましては、招集通知の電子提供制度の導入に伴い、書面による送付を取り止め、当社ウェブサイトにて掲載することといたしました。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2025年6月25日 (水曜日)  
午前10時 (受付開始：午前9時30分)



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月23日 (月曜日)  
午後5時到着分まで



### インターネットで議決権を 行使される場合

次頁のご案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月23日 (月曜日)  
午後5時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

00000000 御申

株主総会日 議決権の数 XX個

XXXXX年XX月XX日

基準日現在のご所有株式数	XX株
議決権の数	XX個

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
見本 ログインID  
XXXX-XXXX-XXXX-XXXX  
パスワード  
XXXXXX

00000000

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1・2号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

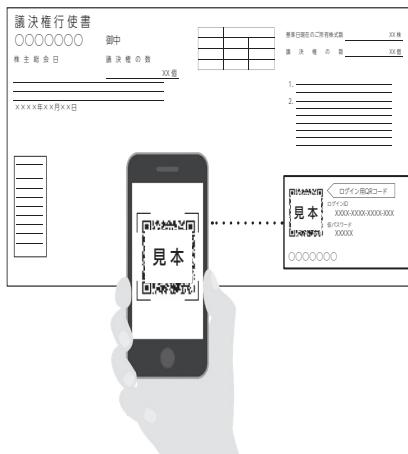
インターネットと書面（郵送）により、二重に議決権行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

### 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

### 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



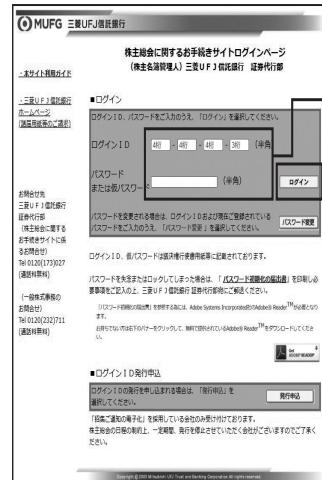
インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

### 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

### 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」を  
クリック

### 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件

現任の監査等委員でない取締役である原田耕太郎、ジェラルド・ッシュ、アリスター・フレット、羽牟幸一郎、井植敏雅、上田理恵子の6氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

この度、引き続きグローバル経営を推進し、営業を強化するため監査等委員でない取締役7名の選任をお願いするものであります。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1 はら だ こうたろう  
原 田 耕太郎

(1961年10月2日生)

再任

〈所有する当社株式の数〉  
84,593株

#### 〈略歴、地位、担当〉

1984年 4月	㈱大和銀行 (現 ㈱りそな銀行) 入行	2001年 6月	当社常務取締役
1997年 7月	当社入社		当社営業本部長
1998年 8月	当社社長室長	2004年 6月	当社代表取締役専務
1999年 6月	当社取締役	2006年 6月	当社代表取締役社長 (現在に至る) 執行役員社長
2000年 8月	当社社長室長兼営業本部副本部長	2023年 4月	当社代表取締役CEO(最高経営責任者) (現在に至る)

#### （候補者とした理由）

2006年6月の代表取締役社長就任以来、経営の中核において強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの企業価値向上に努めてまいりました。今後さらに、当社グループの中長期的な企業価値を向上させていくために不可欠な役割を果たすものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2 ジェラルド・  
アッシュ

(1966年2月19日生)

再 任

〈所有する当社株式の数〉  
0株

〈略歴、地位、担当〉

- 1988年 8月 Weir Pumps Ltd入社  
2003年 1月 当社入社  
2007年 4月 当社TGTヨーロッパ・リージョナルディレクター  
2010年 4月 当社常務執行役員海外営業本部長  
2019年 4月 当社執行役員副社長  
2023年 4月 当社副CEO (副最高経営責任者)  
2023年 6月 当社取締役副CEO (副最高経営責任者)  
(現在に至る)

（候補者とした理由）

主に海外部門に関する業務に従事し、グローバルビジネスの強化を推進してまいりました。これらの経験や知見を活かし、取締役として経営全般についてCEOを補佐することが当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3 アリスター・  
フレット

(1970年7月25日生)

再 任

〈所有する当社株式の数〉  
3,471株

〈略歴、地位、担当〉

- 1991年 8月 Weir Pumps Ltd入社  
2004年 5月 当社入社  
2009年 4月 当社海外営業本部副本部長  
2011年 4月 Torishima Service Solutions FZCO社長  
2015年 4月 当社執行役員兼Torishima Service Solutions FZCO社長兼中東支店中東営業部長  
2018年 4月 当社常務執行役員海外本部副本部長  
2019年 4月 当社専務執行役員海外本部長  
2023年 4月 当社共同COO (共同最高執行責任者)  
海外本部長及び生産本部・情報システム室管掌

- 2023年 6月 当社取締役共同COO (共同最高執行責任者)  
海外本部長及び生産本部・情報システム室管掌  
2024年 4月 当社取締役共同COO (共同最高執行責任者)  
海外本部・生産本部・情報システム室管掌  
2025年 4月 当社取締役共同COO (共同最高執行責任者)  
(現在に至る)

（候補者とした理由）

主に海外部門に関する営業に従事し、グローバルビジネスの強化を推進してまいりました。2023年4月からは共同COOとして海外取引や生産体制の強化を通じて当社のグローバルビジネスを推進しております。これらの経験や知見を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4 は む こういちろう  
羽 牟 幸一郎

(1967年12月7日生)

再 任

〈所有する当社株式の数〉  
36,117株

〈略歴、地位、担当〉

1991年 4月	当社入社	2019年 6月	当社代表取締役
2009年 4月	当社TGT技術部長	2020年 4月	当社専務執行役員経営企画室長兼サポート 本部長
2011年 3月	当社アプリケーション・エンジニアリン グ部長兼TGT営業部長	2023年 4月	当社取締役共同COO（共同最高執行責任 者）技術本部長及び社会システム本部・産 業本部・品質マネジメント部管掌
2012年 4月	当社執行役員アプリケーション・エンジ ニアリング部長兼TGT営業部長	2024年 4月	当社取締役共同COO（共同最高執行責任 者）技術本部長及び社会システム本部・産 業本部・品質マネジメント部・事業開発統 括本部管掌
2013年 4月	当社執行役員技術本部長	2025年 4月	当社取締役共同COO（共同最高執行責任 者） (現在に至る)
2015年 4月	当社常務執行役員技術本部長		
2016年 4月	当社常務執行役員技術本部長兼研究開発 部長		
2017年 6月	当社取締役		
2019年 4月	当社専務執行役員経営企画室長兼技術本 部長兼研究開発部長		

（候補者とした理由）

主にエンジニアリングに関する業務に従事するとともに、研究開発部門や海外営業部門、管理部門の責任者を務めるなど、新製品の企画開発、海外販売力強化、会社基盤の整備に関する業務に従事してきました。2023年4月からは共同COOとして主に国内取引市場の開拓と品質向上を通じて当社ビジネスを推進しております。これらの経験や知見を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5 ひる さわ よし のり  
星 沢 義 則

(1961年8月8日生)

新 任

〈所有する当社株式の数〉  
12,348株

〈略歴、地位、担当〉

2002年 4月	当社入社	2016年 7月	当社営業本部産業統括部長
2010年 4月	当社営業本部東京支社東京第三営業部長	2018年 4月	当社執行役員産業本部長
2014年 4月	当社営業本部東京支社副支社長	2019年 4月	当社常務執行役員産業本部長 (現在に至る)

（候補者とした理由）

主に民需営業に関する業務に従事し、当社の受注・売上増加を推進してまいりました。これらの経験や知見を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、新たに取締役候補者といたしました。

候補者番号

6 い うえ とし まさ  
井 植 敏 雅

(1962年12月3日生)

再 任

社外取締役

〈所有する当社株式の数〉  
4,167株

#### 〈略歴、地位、担当〉

1989年 4月 三洋電機(株)入社  
1996年 6月 同社取締役  
2002年 6月 同社代表取締役副社長  
2005年 6月 同社代表取締役社長  
2007年 6月 同社特別顧問  
2010年 2月 (株)LIXILグループ執行役員副社長  
2011年 4月 (株)LIXIL取締役執行役員副社長  
2016年 6月 (株)LIXILグループ取締役

2017年 7月 同社顧問  
2018年 6月 (株)エンプラス監査等委員である社外取締役  
(現在に至る)  
2019年 8月 宝印刷(株)(現(株)TAKARA & COMPANY)  
社外取締役(現在に至る)  
2020年 6月 当社監査等委員である社外取締役  
亀田製菓(株)社外取締役(現在に至る)  
2022年 6月 当社監査等委員でない社外取締役  
(現在に至る)

#### 〈重要な兼職の状況〉

(株) エンプラス 監査等委員である社外取締役  
(株) TAKARA & COMPANY 社外取締役  
亀田製菓 (株) 社外取締役

#### 〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉

代表取締役社長をはじめとする要職を歴任され、経営者としての豊富な経験と幅広い知見と人脈を有しており、社外取締役としてグローバルな視点から当社グループの経営に対して有益な意見やご指摘をいただけることを期待し、引き続き監査等委員でない社外取締役候補者といたしました。

同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

#### 〈独立性に係る事項〉

井植敏氏の兼職先である(株) TAKARA & COMPANYは、同社の子会社である宝印刷(株)及び(株)サイマル・インターナショナルを通じて当社の取引先ではありますが、取引の規模、性質に照らして同社への経済的依存が生じるものではありません。

また、(株) エンプラス及び亀田製菓(株)と当社との間に取引はありません。

候補者番号

7 うえ だ りえこ  
上 田 理恵子

(1961年12月18日生)

再 任

社外取締役

〈所有する当社株式の数〉  
1,760株

#### 〈略歴、地位、担当〉

- 1984年 4月 ダイキン工業(株)入社  
2001年 8月 (株)マザーネット代表取締役社長  
(現在に至る)  
2016年 4月 追手門学院大学客員教授 (現在に至る)  
2022年 6月 (株)奥村組社外取締役 (現在に至る)  
当社監査等委員でない社外取締役  
(現在に至る)

#### 〈重要な兼職の状況〉

- (株) マザーネット 代表取締役社長  
追手門学院大学 客員教授  
(株) 奥村組 社外取締役

#### 〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉

経営者として「ワーク・ライフ・バランス推進」や「女性の活躍推進」に取り組まれており、社外取締役として当社グループの経営に対して有益な意見やご指摘をいただけることを期待し、引き続き監査等委員でない社外取締役候補者といたしました。

同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

#### 〈独立性に係る事項〉

上田理恵子氏の兼職先であります追手門学院大学及び(株)奥村組と当社との間に取引はありません。  
(株)マザーネットは当社の取引先ですが、取引の規模、性質に照らして同社への経済的依存が生じるものではありません。

(注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 井植敏雅氏及び上田理恵子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。井植敏雅氏と上田理恵子氏の再任が承認された場合、当社が両氏との間で締結した責任限定契約は引き続き効力を有します。
4. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の2.(3)③「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。監査等委員でない取締役候補者の選任が承認された場合は、候補者全員を被保険者として同内容での新規保険契約締結を予定しております。
5. 当社は、井植敏雅氏と上田理恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。井植敏雅氏及び上田理恵子氏の再任が承認された場合、同届出を継続予定です。
6. 井植敏雅氏は社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結時をもって通算で5年となります。
7. 上田理恵子氏は社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結時をもって通算で3年となります。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現任の監査等委員である取締役角治壽、安陪裕二、山本操司の3氏は本定時株主総会終結の時をもつて任期満了となります。

この度、引き続き監査等委員会の監督機能維持強化のため、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1 あ べ ゆ う じ  
安陪裕二

(1965年9月24日生)

再 任

社外取締役

〈所有する当社株式の数〉

1,302株

### 〈略歴、地位、担当〉

1988年 4月	(株)大和銀行 (現 (株)りそな銀行) 入行	2019年 6月	同行監査等委員である社外取締役
2004年 2月	(株)りそな銀行熊取支店長	2022年 4月	(株)関西みらい銀行社外監査役 (常勤)
2014年 7月	(株)りそなホールディングス コンプライアンス統括部長	2023年 6月	当社監査等委員である社外取締役 (常勤) (現在に至る)
2019年 4月	(株)埼玉りそな銀行社外監査役		

### 〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉

長年の銀行員としての業務の中で培われた金融に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、また、コンプライアンス統括部長や社外監査役等の役職を歴任されていることから、経営陣から独立した客観的立場で、当社取締役会において有益な提言・助言をいただいております。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行し、当社グループの中長期的な企業価値向上に資するものと判断し、引き続き監査等委員である常勤社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

2 やま もと そう じ  
山本操司

(1960年2月6日生)

再 任

社外取締役

〈所有する当社株式の数〉

2,902株

### 〈略歴、地位、担当〉

1982年 4月	陽光監査法人 (現 EY新日本有限責任監査 法人) 入所	2021年 6月	当社監査等委員である社外取締役 (現在に至る)
1985年 3月	公認会計士登録	2024年 6月	(株)駒井ハルテック社外監査役 (現在に至る)
2008年 7月	同法人シニアパートナー		
2020年 7月	公認会計士山本操司事務所開業 (現在に至る)		

### 〈重要な兼職の状況〉

(株)駒井ハルテック社外監査役

### 〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉

長年の公認会計士としての税務、財務及び会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、経営陣から独立した客観的立場で、当社取締役会において有益な提言・助言をいただいております。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

### 〈独立性に係る事項〉

山本操司氏の兼職先であります (株)駒井ハルテックと当社との間に取引はありません。

候補者番号

3 いりえ ちかこ  
入江 千香子

(1972年3月8日生)

新 任

社外取締役

〈所有する当社株式の数〉  
0株

#### 〈略歴、地位、担当〉

1996年10月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人	2019年 7月	有限責任監査法人トーマツマネージング
	トーマツ）入所		ディレクター
2000年 4月	公認会計士登録	2020年 4月	入江公認会計士事務所代表（現在に至る）
2013年 7月	金融庁公認会計士・監査審査会公認会計士	2021年 3月	わらべや日洋ホールディングス（株）
	監査検査官		監査等委員である社外取締役（現在に至る）

#### 〈重要な兼職の状況〉

わらべや日洋ホールディングス（株）監査等委員である社外取締役

#### （監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）

長年の公認会計士としての税務、財務及び会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、経営陣から独立した客観的立場で、当社取締役会において有益な提言・助言をいただけることを期待しております。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。このようなことから、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

#### （独立性に係る事項）

入江千香子氏の兼職先でありますわらべや日洋ホールディングス（株）と当社との間に取引はありません。

- （注）
1. 安陪裕二、山本操司、入江千香子の各氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  2. 安陪裕二、山本操司、入江千香子の各氏は、社外取締役候補者であります。
  3. 安陪裕二氏は、現在、監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結時をもって通算で2年となります。
  4. 山本操司氏は、現在、監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結時をもって通算で4年となります。
  5. 当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としています。安陪裕二氏、山本操司氏の再任が承認された場合、当社が各氏との間で締結した責任限定契約は引き続き効力を有します。また、入江千香子氏の選任が承認された場合、当社は同氏と同様の責任限定契約を締結する予定です。
  6. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の2.(3)③「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認された場合は、候補者全員を被保険者として同内容での新規保険契約締結を予定しております。
  7. 当社は、山本操司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。山本操司氏、入江千香子氏の再任または選任が承認された場合、同届出を継続または新規届出する予定です。

## (ご参考) スキルマトリックス – 在任期間

当社は、グローバルな環境変化に対応して中長期的な企業価値向上を実現し、ステークホルダーの期待に応え、持続的社会に欠かせないグローバル企業になることを目指しております。

第1号・第2号議案が承認された場合の各取締役の専門性と指名・報酬委員会の構成員及び通算在任期間は以下のとおりです。

氏 名		企業経営	グローバル ビジネス	生産技術 研究開発	営業 マーケティング	人事・労務 人材開発	財務会計	法務 ガバナンス	指名・報酬 委員会	通算在任 期間 (年)
監査等委員でない取締役	原 田 耕太郎	○	○	○	○	○	○		○	26
	ジェラルド・ アッシュ	○	○	○	○			○		2
	アリストー・ フレット	○	○	○	○					2
	羽 犬 幸一郎	○	○	○		○				8
	昼 沢 義 則	○			○					0 (新任)
	井 植 敏 雅 (社外)	○	○		○	○			○	5
	上 田 理恵子 (社外)	○			○	○			○	3
監査等委員である取締役	安 陪 裕 二 (社外)				○		○	○		2
	秋 山 洋 (社外)		○			○		○	○	9
	山 本 操 司 (社外)						○	○	○	4
	入 江 千 香 子 (社外)						○	○	○	0 (新任)

※上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、有するすべての知見を表すものではありません。

以上

# 事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ①事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、地政学的リスクの長期化と主要国の政策転換により、不透明感が一段と強まっています。米国では通商政策の見直しが再び注目され、追加関税の実施が国際的な供給網に影響を及ぼしつつあります。中国は不動産市場の調整と内需回復の遅れが成長の重荷となり、欧州ではインフレは沈静化傾向にあるものの景気回復は緩慢です。為替市場では、日米欧の金利差を背景に、アメリカ政府による政策で不安定な状況が続き、企業の収益構造や調達コストに影響を与えています。こうした環境下、企業にはより柔軟で機動的な対応が求められています。

当ポンプ業界においては、世界的な人口増加に対応するための水資源を中心としたインフラ整備や老朽化した設備の更新、異常気象に対応した防災減災対策など、今後もポンプに対する需要の基調は、底堅く推移すると見込まれますが、景況の影響を受け受注環境が悪化する可能性はあります。

このような状況下、当社グループはエッセンシャルなインフラ企業として社会的要請に応えるべく、世界が掲げるカーボンニュートラル社会の実現に向けて環境負荷の低減と持続可能な成長の両立をめざし、全方位で具体的なアクションを展開しています。また、それと同時に、ポンプ製造のための設備や仕組みの改善を図り、生産性・生産能力の向上にも努めています。

当連結会計年度の当社グループの受注高は、95,633百万円（前連結会計年度87,955百万円比108.7%）となりました。

これを需要先別に見ますと、官公需は24,676百万円（前連結会計年度24,683百万円比100.0%）、民需は11,614百万円（前連結会計年度11,164百万円比104.0%）、外需は59,341百万円（前連結会計年度52,107百万円比113.9%）となりました。

当連結会計年度の売上高は86,501百万円（前連結会計年度81,103百万円比106.7%）を計上し、当連結会計年度末の受注残高としては104,269百万円（前連結会計年度95,138百万円比109.6%）を来期以降に繰り越すことになりました。

#### (当連結会計年度) 2024年度 需要先別の受注高、売上高、受注残高

単位：百万円、（ ）内構成比%

需 要 先 \ 区 分	受 注 高	売 上 高	受 注 残 高
官 公 需	24,676 (25.8)	21,687 (25.1)	29,502 (28.3)
民 需	11,614 (12.1)	10,953 (12.6)	10,411 (10.0)
外 需	59,341 (62.1)	53,860 (62.3)	64,355 (61.7)
計	95,633 (100.0)	86,501 (100.0)	104,269 (100.0)

#### (前連結会計年度) 2023年度 需要先別の受注高、売上高、受注残高

単位：百万円、（ ）内構成比%

需 要 先 \ 区 分	受 注 高	売 上 高	受 注 残 高
官 公 需	24,683 (28.1)	19,150 (23.6)	26,513 (27.9)
民 需	11,164 (12.7)	11,915 (14.7)	9,749 (10.2)
外 需	52,107 (59.2)	50,037 (61.7)	58,875 (61.9)
計	87,955 (100.0)	81,103 (100.0)	95,138 (100.0)

当連結会計年度の営業利益は、売上高は増加したものの、外注費などのコスト増加や、労務費などの固定費の増加により、5,449百万円（前連結会計年度比1,373百万円減少）となりました。

経常利益は、営業外費用として為替差損1,711百万円が発生したことなどにより4,540百万円（前連結会計年度比1,757百万円減少）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、保有投資有価証券の売却や関係会社株式の売却を進めたことにより4,068百万円（前連結会計年度比2,157百万円減少）となりました。

## ②設備投資の状況

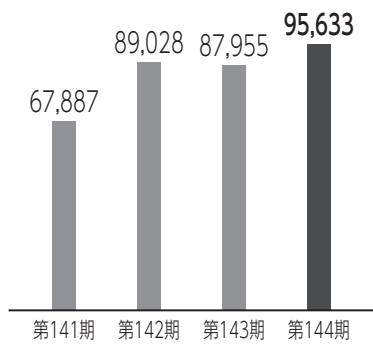
当連結会計年度における設備投資は、鋳造設備の更新を行うなど、既存設備の更新、機械の増強等に総額4,590百万円を実施し、自己資金及び借入金等で賄っております。

## (2) 企業集団の財産及び損益の状況

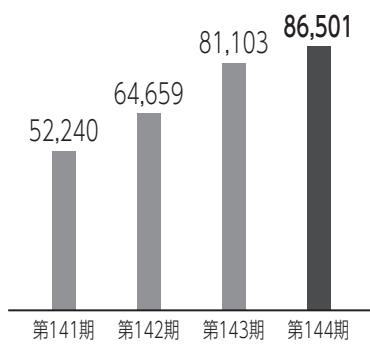
年 度 区 分	2021年度 (第141期)	2022年度 (第142期)	2023年度 (第143期)	2024年度 (第144期) (当連結会計年度)
受注高 (百万円)	67,887	89,028	87,955	95,633
売上高 (百万円)	52,240 (注)2	64,659	81,103	86,501
経常利益 (百万円)	5,163 (注)2	5,693	6,297	4,540
親会社株主 に帰属する (百万円) 当期純利益	3,626 (注)2	4,404	6,225	4,068
1株当たり 当期純利益 (円)	137.87 (注)1(注)2	166.50 (注)1	234.82 (注)1	152.96
総資産 (百万円)	80,015 (注)2	90,075	101,560	115,621
純資産 (百万円)	41,272 (注)2	45,523	52,632	56,417
1株当たり 純資産額 (円)	1,549.91 (注)1(注)2	1,705.21 (注)1	1,966.57 (注)1	2,100.97 (注)1

(注) 1株当たり情報の算定上の基礎となる「1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数」及び「1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数」は、「株式給付信託（ESOP）」制度の信託財産として株式給付信託が保有する株式を控除しております。

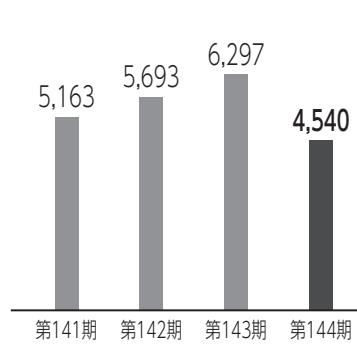
■ 受注高 (単位:百万円)



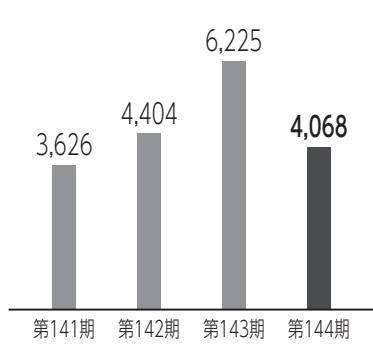
■ 売上高 (単位:百万円)



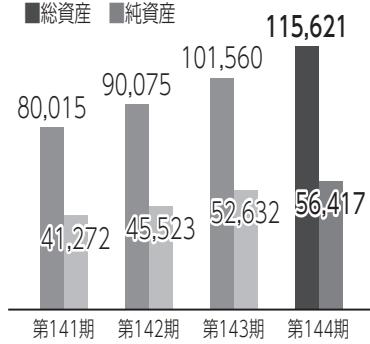
■ 経常利益 (単位:百万円)



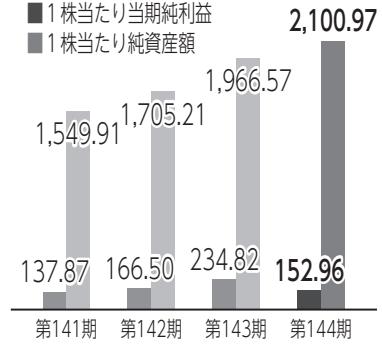
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



■ 総資産/純資産 (単位:百万円)



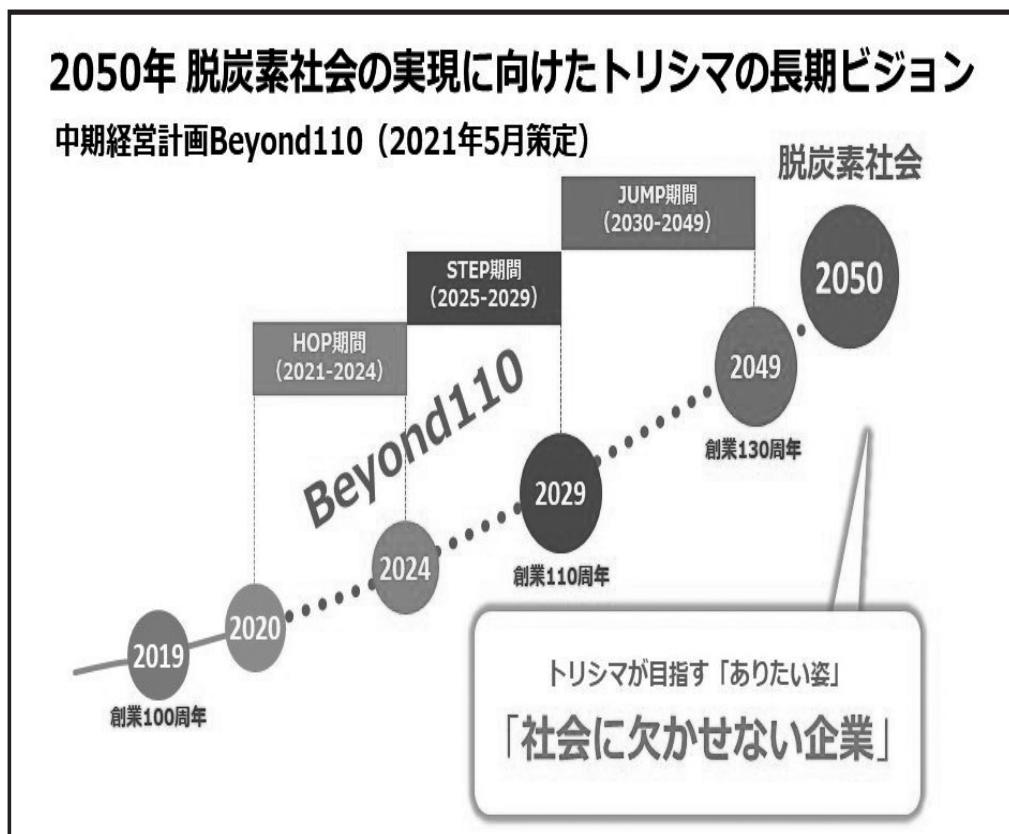
■ 1株当たり当期純利益/1株当たり純資産額 (単位:円)



### (3) 対処すべき課題

#### 1. 中期経営計画

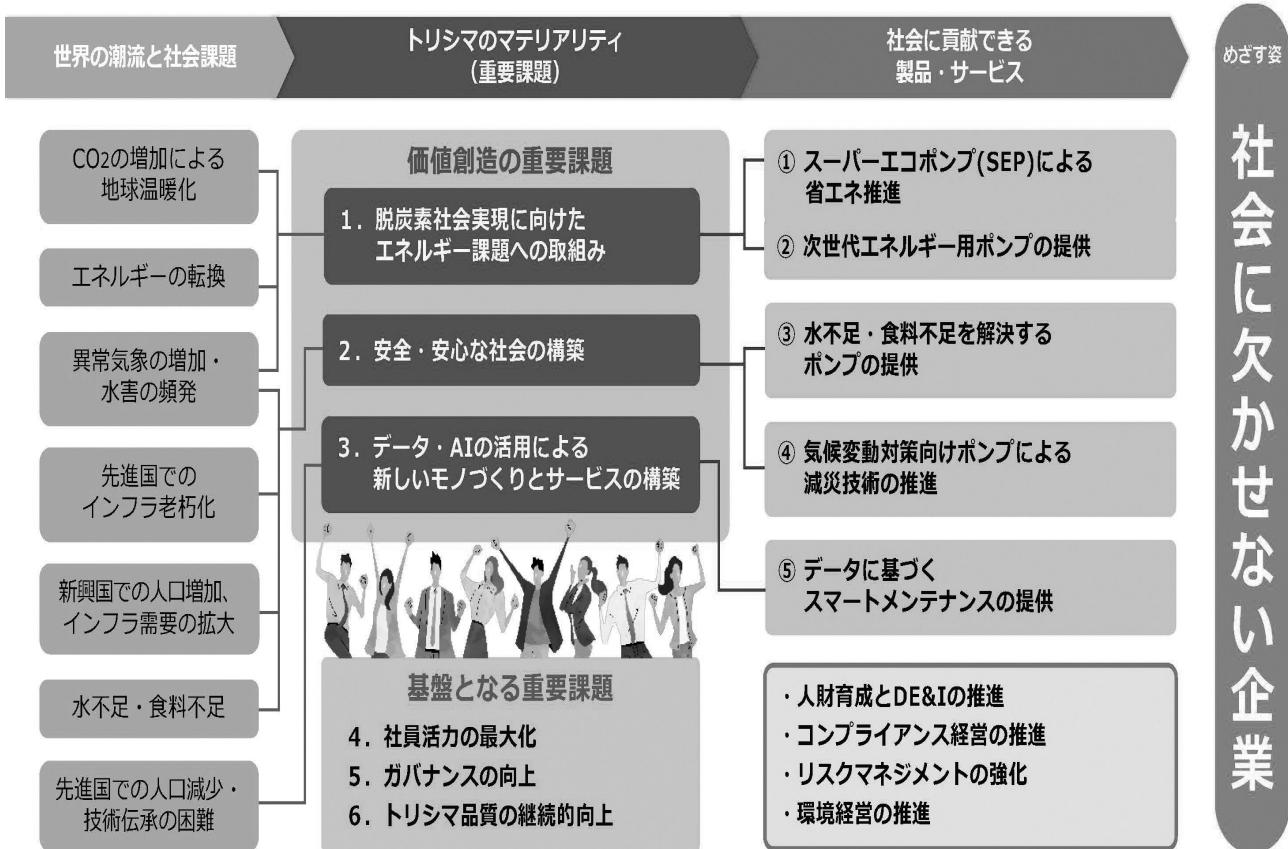
当社グループは、2021年5月に2050年のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、「社会に欠かせない企業」をめざす「2050長期ビジョン及び2024中期経営計画 -Beyond110-」を公表いたしました。これに基づき、HOP、STEP、JUMPの3段階に分けた取り組みを推進しており、現在は、初期段階であるHOP期間を終え、STEP期間へと移行しています。各ステージでの取り組みを着実に積み重ねることで、社会の持続的な発展に貢献し、それが結果として当社グループの企業価値の持続的な向上につながるものと考えております。



## 2. 価値創造の重要課題

### トリシマのマテリアリティ（重要課題）

今後も引き続き、トリシマが得意とする分野での課題解決に貢献し、社会に欠かせない企業をめざします



### 1. 脱炭素社会実現に受けたエネルギー課題への取り組み

ポンプは社会に欠かせない機器であるだけに、稼働台数が多く稼働時間も長く、莫大なエネルギーを消費するのも事実です。当社グループはこれを機会と捉え、ポンプの高効率化を徹底的に追求することで、消費電力及びCO<sub>2</sub>排出量を削減してまいります。2024年度には、世界最高水準の効率を達成した「スーパーイコポンプ (SEP)」を開発、販売開始し、省エネ大賞最高位の「経済産業大臣賞（電気需要最適化分野）」を受賞いたしました。今後、脱炭素化に取り組む大型工場等を主なターゲットに省エネ提案を強化してまいります。

また、次世代エネルギー向けのポンプの開発では、液化アンモニアや液化水素を扱うポンプの開発にも積極的に取り組んでおり、2024年度には液化アンモニアポンプの商用規模での実液試験をインドネシアで実施しました。前年度に初号機の開発を完了した液化水素ポンプにおいても、さらなる高圧化及び大流量化に向けて引き続き開発を加速してまいります。

これらに加えて、CO<sub>2</sub>分離回収プロセスにおけるポンプに関しても、新たに市場参入するなど、さまざま方向から脱炭素社会の実現に向けて取り組みを進めてまいります。

## 2. 安全・安心な社会の構築

大型・高圧ポンプの提供を通して、人の暮らしに欠かせない「水と電気」のインフラを安定的に支えております。とくに海水淡水化プラント向けポンプでは高い競争力を持ち、近年は中東諸国や北アフリカ諸国に多数のポンプを納入してまいりました。

また、近年頻発するゲリラ豪雨への対策として、独自技術を採用した気候変動対策向けポンプにより、減災・防災に貢献してまいります。これらの技術は、国土交通省が推進する下水道技術海外実証事業（WOW TO JAPANプロジェクト）にも採択され、パキスタンの排水機場において採用・高評価を得ております。

## 3. データ・AIの活用による新しいモノづくりとサービスの構築

日本をはじめ先進国では少子高齢化が進み、人手不足や技術継承の課題が深刻化しています。当社グループはこれに対応するため、小型センサーで機械の状態を遠隔監視できる回転機械モニタリングシステム「TR-COM」を販売しております。

2024年度には、TR-COMが経済産業省のスマート保安プロモーション委員会により「スマート保安技術」として認定されました。また、「インフラメンテナンス大賞」において農林水産省特別賞を受賞し、官公需分野での信頼向上と引き合い拡大にもつながっております。さらに、顧客ニーズに応え、防爆仕様の開発・販売も開始しました。2017年の販売開始以来、累計販売個数は2万個を突破いたしました。

これらの価値創造に向けた取り組みは、中期経営計画の進捗とともに段階的に深化しており、持続可能な企業価値の向上に貢献するものと考えております。こうした取り組みの積み重ねを背景に、HOP期間では初年度より受注が好調に進み、当初掲げた2029年度目標を7年前倒しで達成したことから、2023年度終了時には目標を再設定いたしました。目下は、STEP期間の最終年度である2029年度に向けて、「売上高1,000億円規模、営業利益率10%以上、ROE10%以上」を主要な目標として掲げ、製品・サービスの高度化、グローバル市場における事業基盤の強化、ならびに持続可能な企業価値の向上をめざし、複数の施策を推進しております。

一方で、昨今の国際情勢の変化や為替変動、原材料価格の高騰など、事業環境の不透明感は依然として高い状況が続いております。このような外部環境の不確実性はあるものの、現時点での2025年度の連結業績は、以下のとおり見込みます。

### 〔連結業績〕

売上高 89,000百万円

営業利益 6,700百万円

経常利益 5,800百万円

親会社株主に帰属する当期純利益 4,300百万円

(為替レートは1ドル=145円、1ユーロ160円を前提としております)

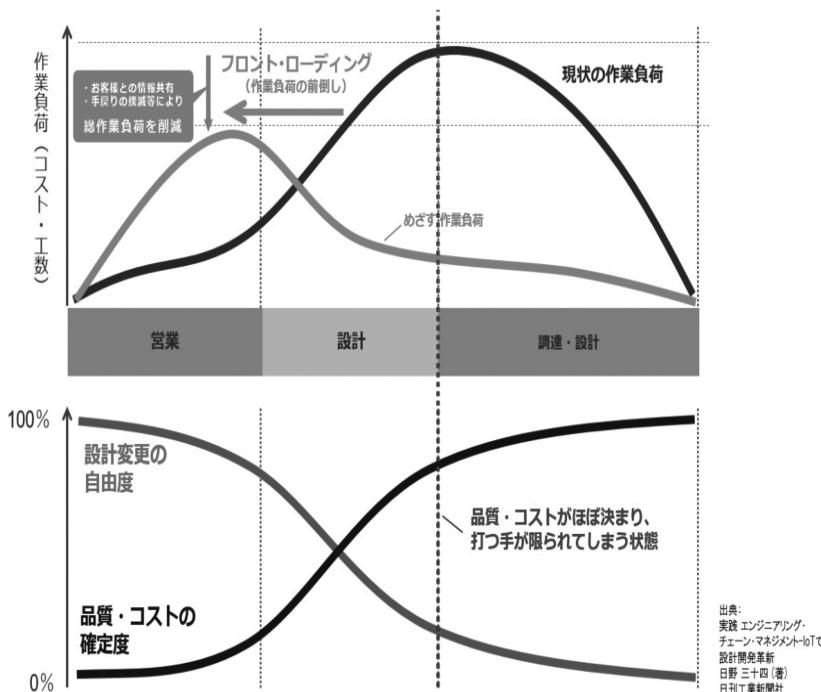
### 3. 2025年度の重要な対応課題

現状、売上高は中期経営目標に向けて順調に伸びるなか、営業利益率の改善が今後の大変なテーマとなります。そのため、当連結会計年度におきましては、これまでの取り組みの中で明らかとなった改善の必要性を踏まえ、以下の重要課題に注力してまいります。

#### 1. 「つくる力」の強化

##### 1-1. フロントローディング

当年度では、製造プロセスの起点となる設計工程での対応力強化を最重点課題としております。具体的には、当社製品がすべて受注生産であることから、個別案件ごとに最適な設計対応が求められ、営業部門との緊密な連携による情報共有や早期の課題解決が極めて重要となります。このため、受注活動の初期から課題を顕在化させて対応する「フロントローディング」の考え方を導入し、営業部門との連携体制を強化するとともに、設計人財を営業部門に配置するなど、組織横断的な改善を進めております。これにより、手戻りの抑制やリードタイムの短縮を図り、総作業負荷を削減して生産性の改善をめざします。



## 1-2. 生産能力増強

機械加工能力の増強を行い、社外に流出していた収益の取り込みをめざします。具体的には、国内外の子会社において設備投資をすでに開始しております。また、M&Aによる生産能力の向上も含めて、柔軟な生産拠点戦略を検討してまいります。

## 2. サービス事業の強化

当社グループでは、ポンプ納入後に利益率の高いアフターサービスや保守関連業務が継続的に発生するという事業構造を経営戦略の柱の一つとし、中長期的な利益体質の強化を図っております。とくに海水淡水化プラント向けポンプ等の納入実績が多い中東地域を重点地域と定め、サービス体制の拡充に取り組んでおります。具体的には、エジプト、アラブ首長国連邦、カタールに新拠点を開設。さらに、よりお客様に近い場所での対応を可能にするため、サウジアラビアでは拠点を移設し、今年から順次稼働を開始しました。既存マーケットでも、新たなサービス拠点の設置を検討中です。

現在の旺盛な受注環境を追い風に、こうしたグループ戦略を着実に進めることで、一定のタイマラグを経て、利益率の高いアフターサービスや保守業務の受注拡大につなげてまいります。

これらの取り組みにより、2029年度の目標である「売上高1,000億円規模」「営業利益率10%以上」「ROE10%以上」をめざします。

#### (4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社九州トリシマ	百万円 100	% 100.0	小型ポンプの製造、販売
西島ポンプ香港有限公司	千ホンコンドル 29,675	% 100.0 (100.0)	ポンプ諸機械・プラントの販売及び設計施工
西島ポンプ(天津)有限公司	千元 41,125	% 86.7	ポンプ諸機械の製造、販売
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PRIVATE LTD.	千シンガポールドル 200	% 100.0	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス
TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD.	千ルピー 65,116	% 100.0 (1.0)	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.	千UAEデイルハム 4,000	% 100.0 (2.5)	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD.	千ポンド 10	% 100.0	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス
AUSTRALIAN FLUID HANDLING PTY. LTD.	千AUD 625	% 100.0	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス

(注) 議決権比率の( )内は、間接所有割合で内数であります。

#### (5) 主要な借入先及び借入額(2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	9,158百万円
株式会社三井住友銀行	4,400百万円
株式会社日本政策投資銀行	2,852百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,175百万円
株式会社七十七銀行	1,132百万円
日本生命保険相互会社	800百万円

(注) 上記のほか、主要な借入先として、金融機関2行を借入先とするシンジケートローン(返済期限2026年3月、借入金213百万円)及び金融機関6行を借入先とするシンジケートローン(返済期限2032年1月、借入金1,500百万円)があります。なお、この2件のシンジケートローンの主幹事銀行は、いずれも三井住友銀行であります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 60,000,000株
- ②発行済株式の総数 29,045,679株 (うち自己株式2,263,559株)
- ③株主数 10,580名
- ④上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,020千株	11.2%
公益財団法人原田記念財団	2,810千株	10.4%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,724千株	10.1%
株式会社りそな銀行	1,286千株	4.8%
株式会社三井住友銀行	970千株	3.6%
株式会社タクマ	943千株	3.5%
西島製作所従業員持株会	733千株	2.7%
第一生命保険株式会社	657千株	2.4%
株式会社栗本鐵工所	652千株	2.4%
株式会社日阪製作所	619千株	2.3%

- (注) 1. 当社所有の自己株式(株式給付信託口分を除く)については、上記上位10名の株主から除外しております。なお、自己株式(2,263,559株)には、株式給付信託口(ESOP)が保有する当社株式(149,200株)は含んでおりません。  
 2. 持株比率は、当社所有の自己株式(2,263,559株)を控除して計算しております。

## ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
監査等委員でない取締役（社外取締役除く）	11,773株	4名
監査等委員でない取締役（社外取締役）	714株	2名
監査等委員である取締役	1,706株	4名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告30頁「(3)④取締役及び監査等委員の報酬等 □.取締役及び監査等委員に支払った報酬等の総額」に記載しております。

2. 上記には、当事業年度中に退任した監査等委員でない取締役（社外取締役除く）1名を含んでおります。

## (2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ①取締役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 CEO (最高経営責任者)	原 田 耕太郎	
取締役 副CEO (副最高経営責任者)	ジェラルド・アッシュ	
取締役 共同COO (共同最高執行責任者)	アリスター・フレット	海外本部・生産本部・情報システム室管掌
取締役 共同COO (共同最高執行責任者)	羽 牟 幸一郎	技術本部長及び社会システム本部・産業本部・品質マネジメント部・事業開発統括本部管掌
取 締 役	井 植 敏 雅	株式会社エンプラス 社外取締役(監査等委員) 株式会社TAKARA & COMPANY 社外取締役 亀田製菓株式会社 社外取締役
取 締 役	上 田 理 恵 子	株式会社マザーネット 代表取締役社長 株式会社奥村組 社外取締役 追手門学院大学客員教授
取 締 役 (常勤監査等委員)	角 治 壽	
取 締 役 (常勤監査等委員)	安 陪 裕 二	
取 締 役 (監査等委員)	秋 山 洋	弁護士法人御堂筋法律事務所 代表社員弁護士 サンスター株式会社 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	山 本 操 司	公認会計士 株式会社駒井ハルテック 社外監査役

- (注) 1. 取締役 井植 敏雅氏、取締役 上田理恵子氏、取締役(監査等委員) 安陪 裕二氏、取締役(監査等委員) 秋山 洋氏及び取締役(監査等委員) 山本 操司氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役 井植 敏雅氏、取締役 上田理恵子氏、取締役(監査等委員) 秋山 洋氏及び取締役(監査等委員) 山本 操司氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 取締役(監査等委員) 山本 操司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員を選定しております。

## ②責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

## ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び一定の条件を満たす従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の株主代表訴訟等に関する損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、故意・重過失の場合には填補の対象としないこととしております。

## ④取締役及び監査等委員の報酬等

### イ. 取締役の報酬に関する方針等

当社は、外国籍の取締役を追加することから取締役の個人別の報酬の内容について一部見直す必要性が生じました。そのため2023年5月11日開催の取締役会において、指名・報酬委員会の答申を踏まえて取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（2021年2月10日制定、2022年4月1日改正）の改正につき決議を行いました。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役会で決定された取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

## 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることとし、個々の取締役の報酬決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

## 2. 取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針について（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月次の固定額の金銭報酬等とし、役員報酬の統計情報、従業員給与の水準等を考慮したうえで、前年度の営業利益、経常利益等の業績を勘案し、その対象者の役位、職務内容、業務遂行の結果に基づき、総合的に決定するものとする。

## 3. 取締役の個人別の非金銭報酬等の内容及び額又は数の決定に関する方針について（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、毎年、7月に付与する。譲渡制限付株式交付対象者は、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役とするが、海外居住の取締役及びその可能性のある場合は対象外とする。当社が付与する当該株式の数は、月次の基本報酬を基礎として役職別に規定された係数を乗じて算出した金額を基に決定する。

## 4. 基本報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

非金銭報酬等支給対象者の金銭報酬と非金銭報酬等の割合については、金銭報酬8～9割、非金銭報酬等1～2割を一つの目安とし、役位が高い者ほど非金銭報酬等の割合が高くなるよう設定する。

## 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

個人別の報酬額については、取締役会が事前に独立社外取締役を過半数の構成委員とする「指名・報酬委員会」へ諮問し、当該委員会の答申結果を踏まえ、最終的に決議する。

## □. 取締役及び監査等委員に支払った報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
監査等委員でない取締役	305百万円	274百万円	31百万円	7名
監査等委員である取締役	58百万円	53百万円	5百万円	4名
合計	364百万円	328百万円	36百万円	11名

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した監査等委員でない取締役1名を含んでおります。
2. 監査等委員でない取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役に支払った報酬等のうち非金銭報酬とは、2018年6月28日開催第137回定時株主総会にて導入することが決議された譲渡制限付株式報酬をいい、以下を内容とします。
- 1) 譲渡制限期間として割当日より3年間から30年間を設定、当該期間中における譲渡、担保設定他の処分は禁止されるものとし、当該譲渡制限期間の満了をもって、譲渡、担保権設定他の処分が可能となる特約を設けております。
  - 2) 譲渡制限期間満了前に当該役員が退任した場合は、その退任につき正当な理由がある場合を除き、当社による無償取得を行います。
  - 3) 払い込みの方式として、当社は金銭報酬債権を支給、対象取締役は支給される金銭報酬債権の全部を現物出資として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとします。
4. 監査等委員でない取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式報酬31百万円（うち社外取締役分2百万円）を含んでおります。
5. 監査等委員である取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式報酬5百万円（うち社外取締役分3百万円）を含んでおります。
6. 株主総会決議に基づく取締役の報酬限度額（年額）は、2024年6月26日開催の第143回定時株主総会において当該時点での員数6名に関して監査等委員でない取締役年額500百万円以内と決議しております。2015年6月26日開催の第134回定時株主総会において当該時点での員数3名に関して監査等委員である取締役年額60百万円以内と決議しております。また、別枠で、譲渡制限付株式報酬限度額（年額）としては、2023年6月28日開催の第142回定時株主総会において当該時点での員数7名に関して監査等委員でない取締役年額50百万円以内と決議しております。2018年6月28日開催の第137回定時株主総会において当該時点での員数4名に関して監査等委員である取締役年額6百万円以内と決議しております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ①社外役員に支払った報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額	子会社からの役員報酬等
社外役員	5名	65百万円	－

### ②他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 井植 敏雅氏、社外取締役 上田 理恵子氏、社外取締役（監査等委員）秋山 洋氏、社外取締役（監査等委員）山本 操司氏の兼職状況は、前記「(3) ①取締役の状況」に記載のとおりであります。

なお、井植 敏雅氏の兼職先であります株式会社TAKARA & COMPANYは、同社の子会社である宝印刷株式会社及び株式会社サイマル・インターナショナルを通じて当社の取引先であります。取引の規模、性質に照らして、株主、投資家の判断に何ら影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概

要の記載を省略しております。

また、井植 敏雅氏の兼職先であります株式会社エンプラス及び亀田製菓株式会社と当社とは特別の関係はありません。

上田 理恵子氏の兼職先であります追手門学院大学及び株式会社奥村組と当社とは特別の関係はありません。株式会社マザーネットは当社の取引先であります。取引の規模、性質に照らして、株主、投資家の判断に何ら影響を及ぼすおそれないと判断されることから概要の記載を省略しております。

秋山 洋氏の兼職先であります弁護士法人御堂筋法律事務所は、個別の法律事務の委任をする先であるものの、規模、性質に照らしても、株主、投資家の判断に何ら影響を及ぼすおそれないと判断されることから概要の記載を省略しております。また、同氏の兼職先でありますサンスター株式会社と当社とは特別の関係はありません。

山本 操司氏の兼職先であります株式会社駒井ハルテックと当社とは特別の関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

氏 名	社外取締役の出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	出席状況	
		取締役会	監査等委員会
監査等委員でない取締役 井植 敏雅	<p>グローバルに事業展開を行っている製造業の企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識・見識を有しております、当該視点からの助言等による適切な業務執行監督機能を果たしていくことを期待しておりましたところ、取締役会においては、当該視点から、経営陣から独立した客観的な立場で、経営全般について発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的立場から意思決定プロセスの透明性確保に重要な役割を果たしています。</p>	8回中 8回	-
監査等委員でない取締役 上田 理恵子	<p>女性活躍を推進する事業会社の企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識・見識を有しております、当該視点からの助言等による適切な業務執行監督機能を果たしていくことを期待しておりましたところ、取締役会においては、当該視点から、経営陣から独立した客観的な立場で、経営全般について発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的立場から意思決定プロセスの透明性確保に重要な役割を果たしています。</p>	8回中 8回	-

氏 名	社外取締役の出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	出席状況	
		取締役会	監査等委員会
監査等委員である取締役 安倍 裕二	<p>銀行員として長年業務の中で培われた金融に関する専門的な知識及び豊富な経験のほか、コンプライアンス責任者としての実務経験や社外監査役等の役職から得た見識を有しており、当該視点からの監督機能を果たしていくことを期待しておりましたところ、取締役会においては、当該視点から、経営陣から独立した客観的立場で、合理的判断等について主にガバナンス向上の見地から発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。</p> <p>特に、異なる業界での業務経験やガバナンスに関する豊富な知識に基づく助言は、当社グループが中長期的な企業価値を向上する上で新たな視点を提供するものであり、監督のみならず助言機能をも果たしております。</p> <p>監査等委員会においても、常勤として経営会議等へのオブザーバー参加を通して得た情報に基づき、経営陣に対する監督の実効性を高めるための提言を行うなど、有意義な発言をいただいております。</p>	8回中 8回	15回中 15回
監査等委員である取締役 秋山 洋	<p>弁護士としての企業法務・ガバナンスに関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、当該視点からの監督機能を果たしていくことを期待しておりましたところ、取締役会においては、当該視点から、経営陣から独立した客観的な立場で、合理的判断等について主に法律的見地から発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。</p> <p>監査等委員会においても、その法律に関する豊富な経験と専門的見地に基づき、法令改正等の適切なフォローアップ等の観点から発言いただいております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬委員会の委員長を務め、その運営を適切に行うとともに、客観的・中立的立場から意思決定プロセスの透明性確保に重要な役割を果たしています。</p>	8回中 8回	15回中 15回

氏 名	社外取締役の出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	出席状況	
		取締役会	監査等委員会
監査等委員である取締役 山本 操司	<p>公認会計士としての税務・財務及び会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、当該視点からの監督機能を果たしていくことを期待しておりましたところ、取締役会においては、当該視点から経営陣から独立した客観的な立場で発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。</p> <p>監査等委員会においても、その会計に関する豊富な経験と専門的見地に基づき、財務諸表の適正性等の会計的観点を中心に発言いただいております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的立場から意思決定プロセスの透明性確保に重要な役割を果たしています。</p>	8回中 8回	15回中 15回

### 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

---

#### (1) 剰余金の配当等の決定方針

当社の配当方針は株主の皆様への安定的配当を継続することを基本とし、新たな成長のための投資に利益を配分すると共に、株主の皆様への利益還元重視の姿勢をより明確にするため、純資産配当率(DOE)3%及び配当性向35%を目安に、累進配当を目指してまいります。

内部留保資金につきましては、新たな成長を目指して、①脱炭素社会の実現や安心・安全な社会の構築をめざしたポンプ及び関連機器の新技術・新製品開発、②ポンプ等のスマートメンテナンスの推進、③DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進及びデータ・AI活用による生産性の向上や生産能力拡大のための設備投資、④グローバル事業を支える人財の育成等のため有効に投資してまいりたいと考えております。

#### (2) 当期の剰余金処分

当期の剰余金処分につきましては、上記の基本方針に基づくとともに、株主各位の日頃のご支援にお応えするため、1株当たり期末普通配当30円とし、既に実施済みの中間配当金30円を合わせ年間1株当たり60円とさせていただきました。期末配当金の総額は803百万円であります。

#### (3) 連結配当規制適用会社

当社は、連結配当規制適用会社であります。

(注) 本事業報告に記載している数字は、金額、持株及び持株比率については表示単位未満を切り捨てて表示し、その他については四捨五入して表示しております。

# 連 結 計 算 書 類

## 連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>81,190</b>	<b>流動負債</b>	<b>37,338</b>
現金及び預金	17,115	支払手形及び買掛金	14,520
受取手形	1,800	短期借入金	6,524
売掛金及び契約資産	37,174	未払法人税等	620
商品及び製品	417	契約負債	6,541
仕掛品	17,819	賞与引当金	1,021
原材料及び貯蔵品	3,011	製品保証引当金	1,002
前渡金	1,977	工事損失引当金	1,269
その他	2,754	その他	5,840
貸倒引当金	△879	<b>固定負債</b>	<b>21,865</b>
<b>固定資産</b>	<b>34,431</b>	長期借入金	16,204
<b>有形固定資産</b>	<b>20,029</b>	繰延税金負債	2,866
建物及び構築物	9,101	退職給付に係る負債	428
機械装置及び運搬具	3,754	その他	2,366
工具、器具及び備品	558	<b>負 債 合 計</b>	<b>59,204</b>
土地	2,909	<b>純 資 産 の 部</b>	
リース資産	2,785	<b>株主資本</b>	<b>47,132</b>
建設仮勘定	918	<b>資本金</b>	<b>1,592</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>974</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>6,424</b>
ソフトウェア	646	<b>利益剰余金</b>	<b>40,917</b>
その他	327	<b>自己株式</b>	<b>△1,802</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>13,428</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>8,822</b>
投資有価証券	10,463	<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>4,363</b>
長期貸付金	25	<b>繰延ヘッジ損益</b>	<b>△480</b>
退職給付に係る資産	2,473	<b>為替換算調整勘定</b>	<b>4,021</b>
繰延税金資産	123	<b>退職給付に係る調整累計額</b>	<b>917</b>
その他	1,247	<b>新株予約権</b>	<b>72</b>
貸倒引当金	△905	<b>非支配株主持分</b>	<b>390</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>115,621</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>56,417</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>115,621</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	86,501
売上原価	62,959
<b>売上総利益</b>	<b>23,542</b>
販売費及び一般管理費	18,093
<b>営業利益</b>	<b>5,449</b>
営業外収益	
受取利息	127
受取配当金	307
持分法による投資利益	76
受取賃貸料	114
その他	518
	1,145
営業外費用	
支払利息	204
為替差損	1,711
その他	138
<b>経常利益</b>	<b>2,054</b>
特別利益	
投資有価証券売却益	1,331
関係会社株式売却益	36
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>5,908</b>
法人税、住民税及び事業税	1,515
法人税等調整額	239
<b>当期純利益</b>	<b>4,153</b>
非支配株主に帰属する当期純利益	85
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>4,068</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>58,802</b>	<b>流動負債</b>	<b>30,814</b>
現金及び預金	7,554	支払手形	185
受取手形	1,405	買掛金	13,065
売掛金及び契約資産	30,030	短期借入金	6,026
商品及び製品	188	リース債務	96
仕掛品	14,370	未払金	899
原材料及び貯蔵品	2,128	未払法人税等	90
前渡金	1,692	未払費用	883
前払費用	421	契約負債	5,301
短期貸付金	44	預り金	58
その他	1,480	賞与引当金	960
貸倒引当金	△514	製品保証引当金	974
<b>固定資産</b>	<b>29,134</b>	工事損失引当金	1,269
<b>有形固定資産</b>	<b>13,344</b>	その他	1,003
建物	7,218	<b>固定負債</b>	<b>18,906</b>
構築物	379	長期借入金	16,204
機械及び装置	2,781	リース債務	215
車両運搬具	33	繰延税金負債	1,722
工具、器具及び備品	335	その他	763
土地	2,141	<b>負債合計</b>	<b>49,720</b>
リース資産	284	<b>純資産の部</b>	
建設仮勘定	169	<b>株主資本</b>	<b>34,264</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>647</b>	資本金	1,592
ソフトウェア	633	資本剰余金	7,404
その他	13	資本準備金	4,610
<b>投資その他の資産</b>	<b>15,141</b>	その他資本剰余金	2,794
投資有価証券	9,368	<b>利益剰余金</b>	<b>27,069</b>
関係会社株式・出資金	3,501	利益準備金	398
長期貸付金	1,361	その他利益剰余金	26,671
前払年金費用	1,191	固定資産圧縮積立金	390
その他	1,160	配当平均積立金	1,400
貸倒引当金	△1,441	別途積立金	11,470
<b>資産合計</b>	<b>87,936</b>	繰越利益剰余金	13,410
		<b>自己株式</b>	<b>△1,802</b>
		評価・換算差額等	3,879
		その他有価証券評価差額金	4,359
		繰延ヘッジ損益	△480
		<b>新株予約権</b>	<b>72</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>38,215</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>87,936</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	64,226
売上原価	51,327
<b>売上総利益</b>	<b>12,899</b>
販売費及び一般管理費	10,471
<b>営業利益</b>	<b>2,427</b>
営業外収益	
受取利息	60
受取配当金	582
受取賃貸料	129
その他	402
	1,176
営業外費用	
支払利息	138
シンジケートローン手数料	29
為替差損	1,737
その他	85
	1,990
<b>経常利益</b>	<b>1,613</b>
特別利益	
投資有価証券売却益	1,331
関係会社株式売却益	945
<b>税引前当期純利益</b>	<b>3,891</b>
法人税、住民税及び事業税	712
法人税等調整額	75
<b>当期純利益</b>	<b>3,103</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社 西島製作所  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 藤川 賢

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 伊藤 穩

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社西島製作所の2024年4月1日から2025年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西島製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄 本

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社 西島製作所  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務 執行 社員

公認会計士 藤 川 賢

指定有限責任社員  
業務 執行 社員

公認会計士 伊 藤 穎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社西島製作所の2024年4月1日から2025年3月31日までの第144期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄 本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第144期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

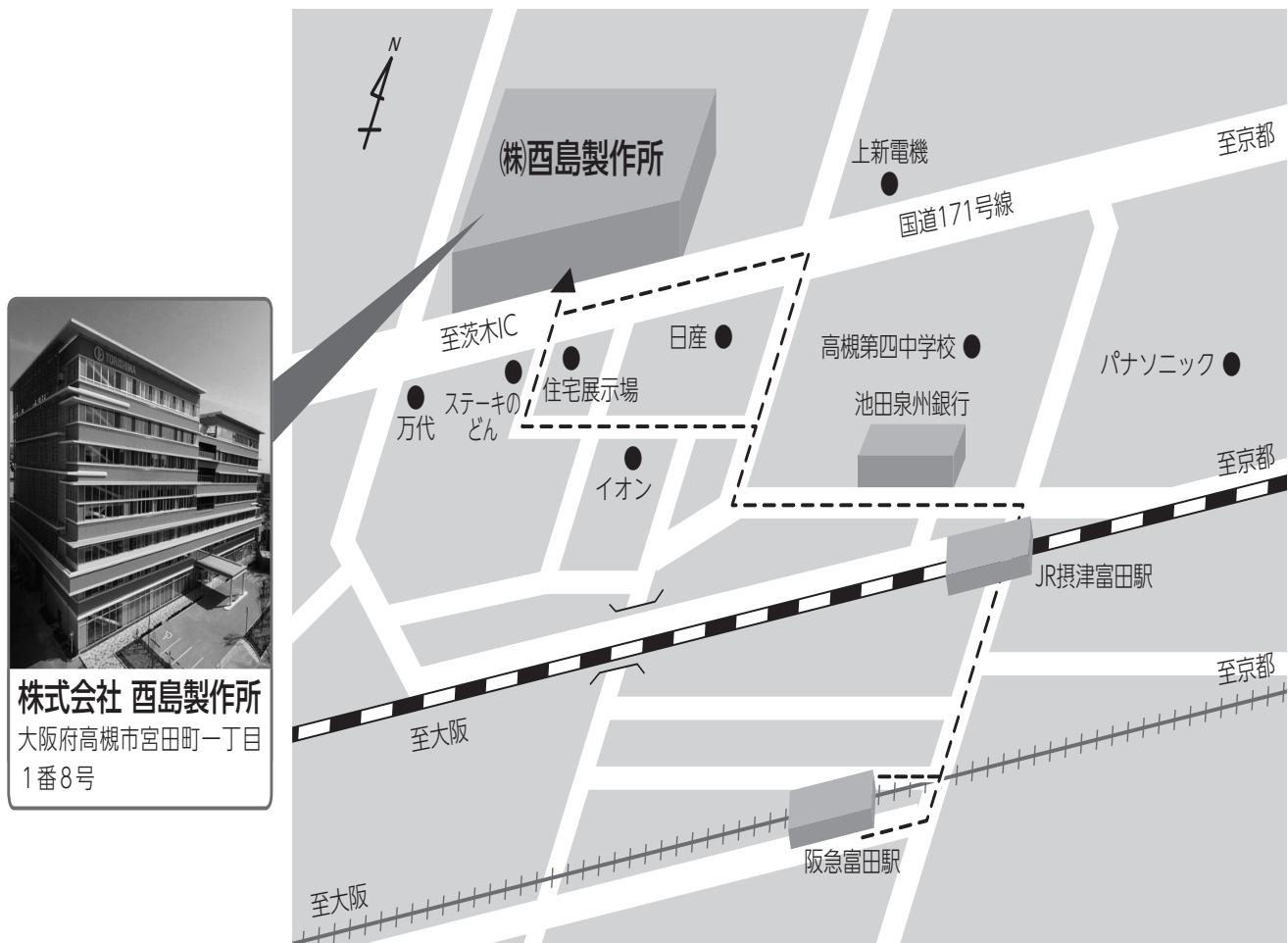
株式会社 酉島製作所 監査等委員会

監査等委員(常勤)	角治壽	印
監査等委員(常勤)	安陪裕二	印
監査等委員	秋山洋	印
監査等委員	山本操司	印

(注) 監査等委員 安陪 裕二、監査等委員 秋山 洋、監査等委員 山本 操司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

## 第144回 定時株主総会 会場ご案内略図



### 交通のご案内



電車で ..... JR摂津富田駅より徒歩6分山手  
来られる方 ..... 阪急富田駅より徒歩10分山手